

函館市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 1 8 日

函館市長 大 泉 潤

## 函館市規則第 6 1 号

### 函館市公印規則の一部を改正する規則

函館市公印規則（昭和 3 8 年函館市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 2 の表整理番号 1 6 の 2 の項中「督促状」を「納入通知書、履行延期（分割延納）承認通知書、分割納付承認通知書、督促状」に改め、同表整理番号 6 1 の 5 の項中「保護決定通知書」を「検診依頼書、検診命令書、2 9 条調査依頼書、戸籍謄本等発行依頼書、扶養義務調査依頼書、医療機関連絡票、介護機関連絡票、境界層該当証明書、保護決定通知書、保護申請却下通知書、民生委員通知書、連絡票（民生委員用保護申請却下通知書）」に改め、「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」の後ろに「、弁明通知書、保護廃止（停止）通知書」を、「就労自立給付金決定通知書」の後ろに「、医療要否意見書、精神疾患入院要否意見書、生活保護法給付券要否意見書送付書」を、「生活保護法医療券・調剤券」の後ろに「、医療券送付書、医療券連名簿、生活保護法給付券送付書、調剤券連名簿、調剤券送付書、給付要否意見書、治療材料券・治療材料費請求明細書、治療材料券送付書、施術券、施術券及び施術報酬請求明細書、入院・主治医訪問調査依頼書、医療費通知書、ジェネリック通知書、指定業務通知書」を加え、「および生活保護受給証明書」を「、介護券連名簿、生活保護法介護券送付書、要介護認定調査依頼書、要介護認定審査・判定依頼書、返還金決定通知書、徴収金決定通知書、指導指示書、生活保護受給証明書、介護扶助決定通知書および生活保護法による医療扶助のはり・きゆうの受療連絡票」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 7 年 1 2 月 2 2 日から施行する。